

子育て支援・少子化対策特別委員会記録

開催日時 平成27年2月17日(火) 10:00～11:11

開催場所 第3委員会室

出席委員 7名

今井 光子 委員長

宮木 健一 副委員長

藤野 良次 委員

乾 浩之 委員

安井 宏一 委員

奥山 博康 委員

出口 武男 委員

欠席委員 1名

米田 忠則 委員

出席理事者 上山 こども・女性局長 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 2月定例県議会提出予定議案について

(2) その他

<質疑応答>

○今井委員長 ありがとうございました。

ただいまの説明、報告、またはその他の事項も含めまして、質疑がありましたらご発言願います。

○藤野委員 最後の委員会ですので、あえてお聞かせいただきたいと思います。

この委員会を通じまして、子育て支援・少子化対策は当然人口減少にもつながることなので、全庁にわたり取り組む課題が多いとっております。地方創生という対策本部ですが、県が全庁的なプロジェクトチームをつくっておられる中で地方創生に対する取り組みをされていることに対しては、この子育て支援・少子化対策の観点からも大いに期待を申し上げたいと思います。

そういった中で、個別の取り組み、特に保育の環境充実に関しての取り組みも、県も新規事業についてさまざまに工夫を凝らしながら取り組みを行っておられることにも今後の

期待をするところです。

平成27年2月16日の夕刊に、福井県が2015年度から第3子に対して保育料、幼稚園の費用を無償にする記事が掲載されております。これは第3子とのことで評価は分かれるところですが、インパクトとしてはあるのかと。平均的に子ども2人の家庭が多い中で、もう1人子どもを産もうというときにこういった政策は、インパクトという観点からは非常に効果があると思っております。

また、これも先日ですけれども、東京都が保育士の待遇改善で、賃金が安いとの観点から、行政が基準に合わせて不足部分の補助を行うという。これは東京都ですから待機児童も多い中での保育士不足という部分もあり、保育士の労働環境の充実という観点から取り組んでおられるので、地方とは違う側面があると思うのですけれども。ただ、奈良県でも保育士不足について人材バンクという取り組みがもう既に行われておりまして、これはこれからの推移をしっかりと見守ってまいりたいと思っております。

まだ取り組みが浅い中で、保育士人材バンクによって、潜在保育士と保育園のマッチングに行政が力を入れるとのことですが、このマッチングもどのように条件を工夫しながらされているのかも含め見えてくる課題もあると思うので、その辺のことをお聞かせいただきたいと思います。

○辻子育て支援課長 保育士人材バンクのマッチングですが、潜在保育士と施設側の求人をマッチングするわけですが、施設側は、早朝や夕方のパートタイムの求人であれば多くあります。また、フルタイムでの希望もあるので、日中の求人は少ないです。逆に保育士の職を求めておられる方は、午前10時ぐらいから午後3時ぐらいの日中の希望が多いのですけれども、そのところはコーディネーターもおりますので、マッチングさせていこうという方向になっております。以上です。

○藤野委員 それならば保育園、保育所のさまざまな条件をまず聞きながら、登録されている潜在保育士の方々の条件としっかり合わせていくと、行政がそのかけ橋を行うという理解でいいのですね。そうではなくて、行政が提示、提案もしながらうまくまとめていくことも含めて、現在行われているのですか。

○辻子育て支援課長 求人、求職、両方につきまして折り合うように条件を緩めますか、施設側の経営について提案もしながらマッチングを進めているところです。

○藤野委員 ただ単に条件が合うものだけうまく重ね合わせるのではなくて、行政がそれこそ汗を流すというか、保育園側にも、あるいは登録された保育士の資格を持たれた方々

にも、何らかの折り合えるところへ進めていくという労を行政側がとっていくことも大事かと思っております。

特に保育所側に、求職者の求めている条件に合わせていただくという労をしっかりと行政側で進めてもらいたいというお願いを申し上げます。

いずれにしても不足しているのは保育園だけではなく、保育士もかなり不足しているのが今の実情です。それこそ住宅密集地などは保育士がいないのでなかなか子どもを入れることができない、定員枠に入ることができない実情もありますので、その推進をより一層図っていただきたいと要望して質問を終わります。

○宮木副委員長 藤野委員の関連質問になると思うのですがけれども、先ほどお話がありましたように、平成27年4月より子育て支援法が施行されます。子どもを取り巻く環境が非常に変わってくるだろうと考えられます。そこで保育所の待機児童の問題とともに保育所不足という課題が浮上してきます。奈良県も先ほどお話がありましたように、保育士人材バンクでの保育士確保という施策が進められている。そこについて2点ほどお伺いしたいのですが、保育士になるに当たって、養成所を卒業するのに県が実施している保育士試験に合格し、資格を取るに当たって、厚生労働省が保育士確保プランにおいて保育士試験を年に2回実施することを推進しているとお伺いしています。奈良県においては年に2回実施する予定があるのか、お伺いしたいと思います。短大や大学等で保育士の資格を取るのとは別の、もう一つの保育士の資格試験です。こちらを国は2回実施することを勧めてますが、県の対策はどのようにしているかというのが1つ。

もう一つは、保育士確保に当たって、保育士のことが一番重要と取り上げています。保育士ばかりに働きかけるのではなくて、保育所への処遇改善も非常に必要だと。毎週のように保育士の求人広告を目にする一方で、余裕を持った保育士数を確保されている保育所もございます。この違いがどこにあるのかも含めて、先ほど藤野委員から処遇改善というのがあったのですが、特に短期勤務の希望とか、また保育士をやっている子どもが生まれたというのでやめられる方があるとお聞きしていますので育休の制度、また産休を取り入れるということが必要ではないかと。保育士をふやす取り組みで産休とか育休、短期勤務などが必要になってくるのではないかと思いますので、その辺のところはいかがお考えですか。以上、2点です。

○辻子育て支援課長 最初に保育士資格の件でございますが、保育士の資格を得るためには2つの方法がございます、養成校で決められたカリキュラムを履修しまして、必要単

位を取ることによって保育資格になって、保育士として登録したら働けると。もう一つの方法として、委員のご指摘の試験がございます。必要な科目を全部合格しましたら、それで保育資格を得て働けます。

試験の方法は、全科目を合格することになるのですが、今は年1回でございます。これを先ほどもお話のありました保育士確保プランでは、平成28年度から2回実施していくことになっております。また、地域限定保育士というのがございまして、その地域だけで保育ができる資格なのですが、これは国家戦略特別区域の特区による制度です。奈良県におきましては、保育士確保プランにより平成28年度からの2回実施に向けた、準備に来年度は取りかかりたいと考えております。

それと、育休や産休など、時間短縮ですが、公立のほうは正規でしたら公務員ですので比較的取りやすいかと思うのですが、最近は保育士不足ということもあり、民間におきましては育休なり産休を取得できる保育所もたくさんございまして、時間短縮できる場所もたくさんあると聞いております。以上です。

○宮木副委員長 国の方針で年2回になること、また国家戦略特別区域による保育士確保というのは非常に大切なことだと思います。平成29年度には、全国ですけれども、7万人の保育士不足になると発表もされていますので、奈良県も保育士確保が必要と実感いたします。

また、保育所も、公立のほうは育休であったり産休であったりという制度があるのですが、民間のほうはなかなかないと考えます。県としても保育士の人材バンク登録もありますが、保育所での指導、また処遇改善等を進めていくべきかと思っておりますので、引き続きよろしく申し上げます。以上です。

○宮木副委員長 それでは、委員長にかわり、委員会を進めさせていただきます。

○今井委員長 子どもの貧困のことで質問をさせていただきたいと思いますが、子どもの貧困の数字が全国で6人に1人、2012年で15.62%と出ております。この根拠が一体どこかと調べておりましたら、就学援助を受けている人の数を貧困の状況であるとしているのです。そこで北葛城郡の4町でこの就学援助を受けている子どもさんの小学校、中学校の数と全校児童の数とを調査いたしました。平均で小学校で7%、中学校で9%という数字が出てきてございまして、全国の半分という数字です。貧困がないとのことであればそれは結構なのですが、全国的な指標からしますと、奈良県のこの数字は考えにくいと思っております。そうであるなら就学援助制度が十分に活用されていないか、就学

援助制度があっても基準が厳しくて本来受けるべき人が受けられないかという要素が何かあるのではないかと思うわけです。今の奈良県の就学援助について、北葛城郡だけの数字を調べて報告させてもらいましたが、どういう状況になっているのか、その点をお伺いしたいと思います。

○大西学校教育課長 就学援助制度について、現状のところをご回答いたします。

経済的理由により就学が困難である小・中学校の児童生徒の保護者に対しては、現在、要保護児童生徒援助費補助金、それから準要保護児童生徒援助費補助事業という援助制度があり、いずれも市町村が国庫補助や交付税措置により実施しております。先ほど15.62%という数字を出されたのですが、奈良県で現在この要保護及び準要保護の援助を受けている児童生徒数は、小・中学校合わせての数字ですが、11.84%というのが平成24年度の数字でございます。北葛城郡4町とおっしゃったと思うのですが、国全体が15.64%に対して奈良県は11.84%ということでして、県内の市町村ごとにつきましてはかなりばらつきがあるという現状かと思っています。

この制度につきましてはどのような形で周知しているかとのことですが、実際の事業主体が市町村になるのですけれども、ホームページ、広報誌、それから毎年4月に全児童生徒の保護者に県教育委員会から、学校にこういう制度がありますという案内文書を配付していただく働きかけは行っております。実際、各学校に対して制度を書面で周知している市町村についても多少のばらつきはあるわけですが、そういう形での周知は行っているところです。

それからもう一点、制度を実際に適用する場合の適用基準について厳しいのではないかとのことですが、他府県の状況はわからないのですが、県内市町村においてこの援助制度の適用認定の基準を調べたところでは、今おっしゃった北葛城郡4町にかかわりましては、他の市町村とは大きな差はないようです。ただ、委員がおっしゃったように、もっと周知していくことについてどうかとのことにつきましては、今後また検討していきたいと思っております。以上でございます。

○今井委員長 この間、学校の養護教室で、保健室の先生と病院の医療相談の人たちで子どもの貧困の学習会がありまして、私も同席させてもらっていろいろ意見を聞いていたのですけれども、時間の貧困という話が出てきました。例えば学校で虫歯が見つかったから虫歯の治療に行ってくださいと知らせても、親が忙しいからなかなか行けないという話が出てきました。先ほど周知のことでプリントを配付しているとのことですが、子ども

ももかばんの中に入れてままで親に見せなかったり、親も忙しくて一々子どもの学校からの通知を見ていなかったりと、情報がなかなか届きにくい環境もまた一面あるのかと思います。今度、子どもの貧困につきまして計画を県が策定するので、検討会を立ち上げることですけれども、そうしたことも十分よく考えていただいて、本当に必要な家庭に対してはきちんとこの制度が適用されるようお願いしておきます。

それともう一点ですが、保育士がなかなか集まりにくいとの話で、保育士の労働環境のことが出ておりました。奈良県の市町村の職員のタイムカードがどれぐらい導入されているか調査をいたしましたところ、本庁関係で65%が導入されているが、出先機関については自分で記入するのが多いのです。その出先機関には幼稚園、保育所、学童保育などが結構入っておりまして、それがすぐ保育士の労働条件につながるかどうかわかりませんが、そうしたことも一つの要因かと思ったりもしております。

それと、先ほど説明いただきました中に、保育士が研修をするための代替要員の方の1日分の給料を保障する金額が、5,900円と出ておりました。これを8時間で割りましたら、最低賃金に何円か上乗せする程度の金額です。この間、孫の生活発表会を見に行きましたけれども、保育園の本当に小さな子どもたちが一生懸命いろいろやっているのですが、保育士というのはすごい仕事だと改めて思いました。こうした県が出す金額が保育士の労働条件に大きく影響を与えるのではないかとも思います。こうした点につきましても労働環境を考える上で指標になるかと思しますので、十分検討していただきたいと、お願いしておきたいと思えます。以上です。

○宮木副委員長 それでは、委員長と進行を交代いたします。

○今井委員長 ほかになければこれもちまして質疑を終わります。

なお、当委員会所管事項に係る議案が追加提出される場合には、当委員会を定例会中の3月2日、月曜日、午前10時半に再度開催させていただくこととなりますので、あらかじめご了承願います。

それでは、理事者の方のご退室願います。ご苦労さまでございました。

委員の方はお残り願います。

(理事者退席)

ただいまから委員会討議を行いたいと思えます。

当委員会は2月定例県議会最終日の調査報告をもって終了するわけですが、調査報告に係る調査報告書案、委員長報告案につきましては、事前に各委員にお送りしております。

まず、お手元に配付しております調査報告書案、または委員長報告案について、何かご意見がありましたら、ご発言願います。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、異議なしということで、このようにしていきたいと思います。

その他若干の文言整理につきましては、正副委員長にご一任願いまして、当委員会の調査報告としてよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもちまして本日の委員会を終わらせていただきます。